

平成30年度第2回常滑市教育委員会定例会会議録（概要）

開催日	平成30年5月23日(金)
開催場所	常滑市役所4階第3会議室
時間	開会 午後1時30分 閉会 午後2時35分
出席委員	委員 伊藤 直 委員 渡辺 慶太郎 委員 久田 孝寛 委員 鬼頭 明美 教育長 加藤 宣和
出席した職員	教育部長 山崎 巖生 学校教育課長 中野 直樹 学校教育課付課長 佐藤 茂樹 生涯学習スポーツ課長 浜崎 博充 学校給食共同調理場長 澤田 真宏 こども課長 古川 章江
傍聴者	なし
事務局	学校教育課副主幹 芦萱珠代 学校教育課主事 杉村里織
議案	(1) 常滑市立図書館協議会委員の任命について (2) 常滑市公民館運営審議会委員の委嘱について (3) 常滑市立幼稚園保育料条例施行規則の一部改正について (4) 常滑市私立幼稚園保育料に関する規則の一部改正について
報告事項	(1) 常滑市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について (2) 平成29年度生涯学習施設利用状況について (3) 平成30年度文化の日記念「文化振興事業」の実施要領について (4) 第4次常滑市障がい者基本計画及び第5期常滑市障がい福祉計画第1期常滑市障がい児福祉計画について (5) 児童生徒国際交流事業費補助金交付要綱の一部改正について (6) 市教育委員会の求めにより海外派遣に引率する者の実費弁償に関する内規
その他（諸報告）	行事連絡（5月～7月）

発言者	発言の要旨
教育長	平成30年度第2回教育委員会定例会を開催する。 平成30年度第1回教育委員会定例会会議録を各委員に諮り承認された。 会議録署名委員に久田孝寛委員を指名した。

発言者	発言の要旨
教育長	<p>皆さん、こんにちは、教育長の報告事項につきまして、4月の定例会以降の教育委員会の動きをご報告いたします。</p> <p>5月9日には、中学校の部活動指導員委嘱状交付式を常滑市体育館で行いました。4月の定例会で認めいただきました16名の外部指導者の方々に委嘱状を渡しました。その後、出席をいただきました各中学校の校長先生と懇談、打ち合わせをしました。</p> <p>5月16日には、知多地方教育事務協議会があり、伊藤教育委員と出席いたしました。教育委員研修会が議題として提案されました。期日は10月9日（火）14時より知多地方教育事務協議会、その後、15時30分より教育委員研修会を開催します。講師は愛知教育大学の野田副学長を予定しております。演題については調整中だそうです。なお、17時30分より全教育委員を対象とした懇親会を開催します。会場はいずれも武豊町民会館です。ご予約をお願いします。</p> <p>5月20日には、第63回常滑市美術展の表彰式を常滑市民文化会館で開催しました。昨年とほぼ同じ216名（232名）の方に237点（260点）の作品を応募していただきました。本年度は、台湾出身の羅琪（ロチ）さんの「田凳」（タンデン）という工芸作品が美術展大賞に選ばれました。また、受賞者の中に韓国出身の方もおみえになりました。空港の影響もあり、海外出身のご参加をいただきうれしく思います。</p> <p>5月21日より、南陵中学校より本年度の学校巡回を始めました。南陵中学校では空き教室を利用し、各階にあらかじめ電子黒板を準備した教室を設けており、英語や社会などで、先生方が積極的に利用しておりました。</p> <p>以上ご報告させていただきます。なお、本日は4つの議案と6つの報告が予定されております。</p>
教育長	議案第1号、常滑市立図書館協議会委員の任命について説明をお願いします。
生涯学習スポーツ課長	資料に基づき説明。
教育長	議案第1号について、原案のとおりでよろしいか。
委員全員	異議なし。
教育長	議案第1号は、承認する。
教育長	議案第2号、常滑市公民館運営審議会委員の委嘱について説明をお願いします。

発言者	発言の要旨
生涯学習スポーツ課長 教育長 委員 1	資料に基づき説明。 何かご意見、質問等はありませんか。 青海公民館、南陵公民館は委員に学校の先生が入っていただいています。中央公民館は入っていただいているのは、何か特別な理由があるのでしょうか。
生涯学習スポーツ課長 委員 1 教育長 委員全員 教育長	公民館運営審議会の委員として学校の先生は2名依頼しています。今回は青海公民館と南陵公民館から入っていただいたということでございます。 全体で2名ということですね。わかりました。 議案第2号について、原案のとおりでよろしいか。 異議なし。 議案第2号は、承認する。
教育長	議案第3号、常滑市立幼稚園保育料等条例施行規則の一部改正について、議案第4号、常滑市私立幼稚園保育料に関する規則の一部改正について説明をお願いします。
こども課長 教育長 委員全員 教育長	資料に基づき説明。 何かご質問等ございますか。 議案第3号、議案第4号について、原案のとおりでよろしいか。 異議なし。 議案第3号、議案第4号は、承認する。
教育長	報告第1号、常滑市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について説明をお願いします。
こども課長	資料に基づき説明。
教育長	報告第2号、平成29年度生涯学習施設利用状況について説明をお願いします。
生涯学習スポーツ課長 教育長 委員 2	資料に基づき説明。 何かご質問等ございますか。 夜間照明施設、体育練習場や市柔剣道等は具体的にどこのことをいうのでしょうか
生涯学習スポーツ課長	夜間照明施設は、市内中学校区ごとにあるナイター設備のあるグラウンドで、ナイター照明を使用する利用者数と利用件数が計上してございます。次に体育練習場につきましては、昔の市民アリーナの付属施設であった建物で、武道中心に利用者は多い状況でございます。市柔剣道場は鬼崎中学校の施設内でございます。南陵武道場

発言者	発言の要旨
教育長	<p>は南陵中学校のとなりでございます。</p> <p>夜間照明施設は、4つの施設を合計したものです。</p>
生涯学習スポーツ課長	<p>報告第3号、平成30年度文化の日記念「文化振興事業」の実施要領について説明をお願いします。</p>
教育長	<p>資料に基づき説明。</p> <p>何かご意見、質問等ございますか。</p>
生涯学習スポーツ課長	<p>どのような方法で市民の方へ周知をしますか。</p>
	<p>広報とこなめと市ホームページに掲載し、各公民館等市の公共施設に案内を置いて周知をさせていただきます。</p>
教育長	<p>第4次常滑市障がい者基本計画及び第5期常滑市障がい福祉計画</p>
学校教育課付課長	<p>第1期常滑市障がい児福祉計画について説明をお願いします。</p>
教育長	<p>資料に基づき説明。</p> <p>何かご質問等ございますか。</p>
委員1	<p>「しとねる」を作成する時期は何歳くらいからでしょうか。</p>
こども課長	<p>幼稚園、保育園、こども園で発達の遅れが気になる時期に幼稚園</p>
	<p>保育園、こども園の方から声をかけて、保護者の方がその気になって下さった時期から作成します。特に年齢が決まっているわけでは</p>
委員1	<p>ございません。</p> <p>入園前から先生たちは気になる子どもがいるかなという気持ちで</p>
こども課長	<p>いるということでしょうか。</p> <p>3歳前になりますと、支援が必要かなと思われる子どもがわかってまいりますので、そういった子どもから、声をかけていきます。</p>
教育長	<p>常滑市は幼稚園、保育園の先生、入園前は保健師さんが子どもたちのことを良く見ていて下さいます。「しとねる」の利用率は他市</p>
	<p>に比べて非常に高いです。</p>
教育部長	<p>障がいがない人でも作成することはできますか。</p>
こども課長	<p>はい。先生が少し支援が必要かなと思えば声をかけて「しとねる」</p>
	<p>を作成することで、保護者と先生が面談しながら、より丁寧な関わりをするためのツールとして、使わせていただいています。</p>
教育長	<p>報告第5号、児童生徒国際交流事業費補助金交付要綱の一部改正</p>
学校教育課長	<p>について説明をお願いします。</p> <p>資料に基づき説明。</p>
教育長	<p>報告第6号 市教育委員会の求めにより海外派遣に引率する者の</p>
	<p>実費弁償に関する内規の説明をお願いします。</p>

発言者	発言の要旨
学校教育課長 教育長 委員 3	資料に基づき説明。 何かご質問等ございますか。 日当についての表の「指定都市」「甲地方」「乙地方」「丙地方」と決める基準はあるのでしょうか
学校教育課長	これは、県の職員に関する条例の日当の額を採用したものでございます。
教育長	もともと T S I E のリーダーは海外からの要請もあり、学校の教員がされていました。最初のうち教員は半額旅費を支払い、その後 3 分の 1 を支払っていました。また教員の勤務はボランティアで行くのは出張ではないとなりましたが、県の方で職務専念義務免除という取り扱いで行くという話になりました。この職務専念義務免除で行くことになると、何か事故などがあった場合は自己責任ということが問題になってきました。その後、県とは市のこういった事業を出張として認めるという話になりましたが、応援する立場より、出張ならば本人以外が旅費を手配してくれて行くものであるという指導があり、本人は旅費を支払わないようにしていました。ですが、市からの補助金では足りないため、教員の旅費は派遣される児童の旅費を工面して行っているのが実態です。それで、今年度から常滑市が教員の旅費を負担し、県に出張と認めるような形にするために要綱を整備いたしました。
委員 4	何かご質問ございますか。
委員 4	資料の地域区分についてですが「甲」「丙」「乙」の順になっていて、一般的には「甲」「乙」「丙」と思うのですが、これも県の条例と同じでしょうか。
学校教育課長 委員 1	はい。県の条例と同じでございます。 地域区分表についてですが、派遣先の地域であるオーストラリア、タイ、マレーシアは見つけたのですが、メキシコ、中国はどの地方に入りますか。
学校教育課長	メキシコは丙地方、中国は乙に入ります。
教育長	その他の行事連絡（5月～7月）の報告をお願いします。
学校教育課長 教育長	資料に基づき説明。
教育長	他になければ、これをもって平成 3 0 年度第 2 回教育委員会定例会を閉会します。

